

【与謝野町】

| 制度名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|----------------------------|---|--|---|
| 与謝野町企業立地促進条例 | H18.3 一部改正 H27.3.16 一部改正 H30.6.18 | <p>○①町内に事業所を有しないものが新たに町内に事業所を設置、②町内に事業所を有するものが当該事業所を縮小又は閉鎖を伴わずに、新たに町内に事業所を設置又は増設、③町内に事業所を有するものが当該事業所を縮小又は廃止をし、新たにその規模を超えて町内に事業所を設置する場合。</p> <p>○①投下固定資産 500 万円以上（地域の農林水産資源を活用する製造業）、②投下固定資産 1,000 万円以上（同①を除く製造業、自然科学研究所、道路貨物輸送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、宿泊・飲食サービス業）、③投下固定資産 300 万円以上（情報関連産業）</p> <p>○町内在住者の正規雇用者の 2 名以上の増加。</p> | <p>奨励金</p> <p>○5 年以内</p> <p>○固定資産税相当額</p> |
| | | | <p>助成金</p> <p>○2,000 万円限度</p> <p>○投下固定資産取得費 5 % 以内の額</p> |
| | | | <p>利子補助金</p> <p>○奨励事業所等の設置に必要な投下固定資産のうち、公的機関及び一般金融機関の貸付金で、特に町長が認めた 5 年以上の長期借入金に対し、年利率 1 % 以内の額</p> <p>○5 年以内</p> <p>○限度額 年間 200 万円</p> |
| 与謝野町産業振興事業費補助金交付要綱（創業支援事業） | H18.3 全部改正 H27.4.16 | <p>創業支援</p> <p>①町内に事業所を有しないものが、新たに商工業（京都府信用保証協会の補償対象業種及び農林業）を町内に開業する場合</p> <p>②開業年に限る</p> <p>③町内に店舗、工業等を設け、本社についても町内であること</p> | <p>30 万円</p> <p>○設備投資 100 万円以上 1,000 万円未満。</p> <p>○新規雇用要件無し</p> <p>100 万円</p> <p>○設備投資 1,000 万円以上。</p> <p>○ハローワークを通じた町内在住者の新規常用雇用者を 1 人以上</p> |
| | | | <p>事業拡大支援</p> <p>①町内に事業所を有するものが、当該事業所を縮小又は閉鎖を伴わずに、新たに商工業の日本標準産業分類の中分類を超えた事業分野への事業を町内に設置又は増設する場合</p> <p>※製造業においては、日本標準産業分類の中分類の同業種であっても規模拡大により収益が大幅に拡大されると認められる場合。</p> <p>②、③は上欄と同様</p> |
| | | | <p>事業転換支援</p> <p>①町内に事業所を有するものが、当該事業所を縮小又は廃止し、新たな商工業で、日本標準産業分類の中分類を超える事業分野の事業（廃止前の規模以上）を起こす場合</p> <p>②、③は上欄と同様</p> |